

町田市立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校設置条例の一部を改正する条例

町田市立学校設置条例（昭和47年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 同忠生第一小学校の項中「忠生第一小学校」を「忠生小学校」に改める。

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

町田市立学校設置条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前																
別表第 1 小学校	別表第 1 小学校																
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>同 <u>忠生小</u> 学校</td><td>同 忠生三丁目 10 番地 2</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	略	略	同 <u>忠生小</u> 学校	同 忠生三丁目 10 番地 2	略	略	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>同 <u>忠生第</u> <u>一小学校</u></td><td>同 忠生三丁目 10 番地 2</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	略	略	同 <u>忠生第</u> <u>一小学校</u>	同 忠生三丁目 10 番地 2	略	略
名称	位置																
略	略																
同 <u>忠生小</u> 学校	同 忠生三丁目 10 番地 2																
略	略																
名称	位置																
略	略																
同 <u>忠生第</u> <u>一小学校</u>	同 忠生三丁目 10 番地 2																
略	略																